

鳥取県工業団地整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県工業団地整備支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市町村が新たな工業団地整備を行うために必要な資金を、国の地方債計画に基づく地方債或いは鳥取県市町村資金（以下「起債等」という）からの借入により調達した場合に発生する利息負担の軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、起債等からの借入により調達した場合に発生する利息の1/2以下とする。

(交付申請の時期)

第5条 本補助金の交付申請書は別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して30日が経過するまでの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同乗第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更等)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、起債等からの借入額、借入により生じる利息、償還期間以外の変更とする。

2 前項の申請は、様式第4号によるものとする。

3 第6条1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(進捗状況の報告)

第9条 本補助金を受けようとする者は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、各年度の翌年度の4月20日までに、様式第5号により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、職員に現地調査等を行わせることとし、補助対象経費が適正に支出されていると認めるときは、交付決定額の範囲内で補助金を支払うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、翌年度の4月20日までに提出しなければな

らない。

2 規則第17条第2項の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

(交付額確定の時期等)

第11条 本補助金の交付額確定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、実績報告を受けた日から起算して30日が経過する日までの間に行うものとする。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月23日から施行する。

〇〇工業団地整備事業全体計画（報告）書

対象団地の概要

団地名
所在地

施設名		平成 年度	平成 年度	平成 年度	合 計
経 費 の 配 分	①本工事費				
	②付帯工事費				
	③測量及び試験費				
	④用地及び補償費				
	⑤空き工場取得費				
	⑥その他				
⑦合計（①+②+③+④+⑤+⑥）					
財 源 内 訳	⑧国庫補助金又は交付金				
	⑨その他の特定財源				
	⑩起債等額				
	⑪市町村単独費				
⑫財源合計（⑧+⑨+⑩+⑪=⑦）					
実施内容					

〔添付書類〕 平面図

- ※1 施設毎に別葉とすること。
施設の区分：造成、道路、公園、緑地、広場、排水施設、上水道、下水道、貸事業所等
- ※2 起債等額には、国の地方債計画に基づく地方債或いは鳥取県市町村資金貸付け基金からの借入により調達する額を起債すること。
- ※3 施設整備のうち、工事請負契約及び委託契約による場合は、県内事業者に発注するものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認める場合については、この限りでない。
- ※4 他の補助金の活用の有無（有・無）
他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
補助金名
事業内容
補助金額
問い合わせ先
- ※5 補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。
また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

〇〇工業団地整備支援事業起債等計画（報告）書

1 起債等の概要

起債等の種類
 起債等額 円
 借入利率 %
 借入により生じる利息 円
 償還期間 年
 償還方法

2 利息内訳

（単位：千円）

	計	平成 年度	平成 年度	平成 年度
起債額等				
借入により生じる利息合計				
県補助金対象				
県補助金 （補助率 1/2）				

平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

〔添付書類〕 借入及び借入により生じる利息を証明する書類

市町村長 氏 名 様

鳥取県知事 氏 名

平成〇〇年度〇〇工業団地整備支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった〇〇工業団地整備支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇工業団地整備支援事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県工業団地整備支援事業補助金交付要綱（平成26年4月 日第号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

〇〇工業団地整備支援事業起債等変更計画書

1 起債等の概要

起債等の種類
 起債等額 円
 借入利率 %
 借入により生じる利息 円
 償還期間 年
 償還方法

2 利息内訳

(単位：千円)

	計	平成 年度	平成 年度	平成 年度
起債額等				
借入により生じる利息合計				
県補助金対象				
県補助金 (補助率 1/2)				

平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

[添付書類] 借入及び借入により生じる利息を証明する書類

様式第5号（第8条関係）

番 号
年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

市町村長 氏 名

平成〇〇年度〇〇工業団地整備支援事業補助金に係る事業進捗状況報告書

平成 年 月 日付第 号をもって交付決定通知があった上記補助金に係る平成年 月 日現在の進捗状況について、鳥取県工業団地整備支援事業補助金要綱交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

工業団地名	
事業内容	

2 予算の執行状況

交付決定	算定基準額	交付決定額
前年度までの実績		
本年度実績		
今後の執行見込み		
合 計		

〔添付種類〕 実績報告書に準じた書類。